

## 久留米市社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査基準

久留米市社会福祉法人・社会福祉施設整備審査会設置要綱第6条に基づき、久留米市社会福祉法人・社会福祉施設整備基準を次のとおり定める。

## 1 社会福祉法人の設立審査基準

## 第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

## 1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。
- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

## 2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (3) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (4) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てることになっていること。

## 3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。また、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号にいう収益事業

の範囲に含まれない事業であっても、法人設立後の定款上は収益事業として扱う場合もあること。なお、次に掲げる事業は、法人は行うことはできない。

ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げた事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(5) 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。

\* 収益事業として、適当な事業例

法人所有の不動産の賃貸／駐車場の経営／公共的施設内の売店経営等安定した収入が見込めるもの

## 第 2 法人の資産

### 1 資産の所有等

#### (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有することが確実に見込まれること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けることが確実に見込まれること。

なお、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することが確実に見込まれること。

#### (2) 特例

##### ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 8 月 22 日社援第 1896 号・老発第 599 号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。

##### イ 小規模な障害者通所授産施設を設置する場合

これについては、「障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人に関する資産要件等について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 891 号・社援第 2619 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。

##### ウ 既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 669 号・社援第 2028 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。

##### エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け

て既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。

カ 構造改革特別区域において、「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。

(3) その他

ア 法人設立に際して、寄付金が予定されている場合には、法人設立後その履行がなされないときは法人運営に支障を来すことから、次の点に留意すること。

① 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑証明書等により確認すること。

② 寄付者の所得能力、営業成績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

イ 社会福祉・医療事業団等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄付金が予定されている場合も上記アと同様であるが、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。

ウ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険上の事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していること。

エ 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

- イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していること。
- ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していること。
- エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業又は知的障害者居宅介護等事業(以下「居宅介護等事業」と総称する。)の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。
- オ 地域・共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとする。
- カ 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」と総称する。)にあつては、300万円と10円に当市又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。
- キ イからカまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えない。

## (2) 運用財産

- ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。
- イ 運用財産として、法人及び施設運営に必要な資産を有していること。

## (3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

- 公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。

## 3 資産の管理

- (1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。
  - ア 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
  - イ 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
  - ウ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
  - エ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。

ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

(3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

#### 4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員予定者

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。

(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは認められないこと。

(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

(4) 次の欠格事由を有する者でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

エ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員。

(5) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

#### 2 理事就任予定者

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であり、当該理事の中から理事長を選出すること。

(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。

なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)に基づき、その内容を登記すること。

- (3) 理事の定数は6人以上とすること。  
 (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数(下記のとおり)を超えて選任されてはならないこと。

理事定数	親族等
6人～9人	1人
10人～12人	2人
13人以上	3人

- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。  
 (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

ア 社会福祉事業について学識経験を有する者とは、次の者であること。

- ①社会福祉に関する教育を行う者
- ②社会福祉に関する研究を行う者
- ③社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

イ 地域の福祉関係者とは、次の者であること。

- ①社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ②民生委員・児童委員
- ③社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ④医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ⑤自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

- (7) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。  
 (8) 社会福祉協議会は、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

### 3 監事就任予定者

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできず、かつ、理事と親族等の関係がない者であること。  
 (2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であり、また一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。  
 (3) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。

### 4 評議員会

- (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りではない。
- ①措置をとる社会福祉事業
  - ①保育所を経営する事業
  - ②介護保険事業

- (2) 評議員会の定数は、理事定数の2倍を超える数であること。
- (3) 評議員会は、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。
- (4) 役員の選任は評議員会において行うこと。
- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (6) 評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表を加えること。
- (7) 社会福祉協議会は、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

#### 5 その他

- (1) 役員の定数は、確定数とすること。
- (2) 理事及び監事就任予定者について、一名でも欠員が生じた場合には、できる限り速やかに補充を行うこと。
- (3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。また、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。
- (4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

#### 第4 その他

この審査基準に定めのない事項については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)の別紙1『社会福祉法人審査基準』及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号)の別紙『社会福祉法人審査要領』に基づき審査する。

## 2 社会福祉施設等整備事業計画審査基準

### 第1 必要性

- 1 施設整備は、地域の福祉需要に対応したものであって、長期的展望に立ったものでなければならないこと。
- 2 施設を利用する対象児者の動向が把握できる直近の人口、普及率、充足率等の資料に基づき、真に必要であると判断されるものでなければならないこと。

### 第2 設置場所(立地条件)

- 1 交通事情、地理的条件等からして施設の機能が十分果たせる位置にあること。
- 2 所在地域住民に対し、説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること(日照、騒音、排水設備等)。
- 3 入所者等の健康管理、治療等を行うことができる医師を施設の近くに確保できること。
- 4 同種の施設が偏在していないこと。
- 5 都市計画法その他関係法令における土地利用規制を遵守していること。

### 第3 施設の規模

- 1 施設の規模は、当該地域における対象児者等の現状、設置主体の財政事情等から適切な規模及び構造でなければならない。
- 2 福祉各法における施設の最低基準を遵守していること。
- 3 施設の用に供する建物及び敷地はその施設の種別及び入所定員又は利用定員に応じた適正な規模であること。

### 第4 建設財源

#### 1 自己資金

- (1) 新設又は定員増を伴う施設の増設を予定している場合は、総事業費の10パーセント以上を自己資金として確保していることが望ましいこと。
- (2) 寄附金は、不確実な要素がないものに限ること。寄附金は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から受領するものでないこと。また、実質的にこれらの者から寄附金を受領したとみなされるものでないこと。
- (3) 寄附金の財源は、寄附者本人の現有資産であって、寄附実行の予定時期に寄附金として法人への贈与が可能なものであるとともに、寄附実行までの間、その確実性が損なわれるものであってはならないこと。
- (4) 現有資金は、預金等確実なものに限ること。

#### 2 借入金

- (1) 借入先は、独立行政法人福祉医療機構に限ること。ただし、独立行政法人福祉医療機構との間で、協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関からの借入も認めるものであること。
- (2) 償還金の財源が確実なものであること。

### 第5 その他

- 1 既設法人にあっては、適正な法人運営がなされているものであること。
- 2 既設法人の施設の新増設は、原則として前回の施設整備補助事業年度を含めて3年度を経過していること。



改正履歴

平成20年8月5日制定承認

平成22年1月29日改正承認(2-第4-1-(1))